

三朝町告示第60号

平成30年第3回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月29日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 期 日 平成30年6月6日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

○開会日に応招した議員

松 原 成 利

松 原 茂 隆

石 田 恭 二

吉 田 道 明

山 口 博

清 水 成 眞

藤 井 克 孝

遠 藤 勝 太 郎

平 井 満 博

山 田 道 治

牧 田 武 文

福 田 茂 樹

○応招しなかった議員

な し

第3回 三朝町議会定例会会議録（第1日）

平成30年6月6日（水曜日）

議事日程

平成30年6月6日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）
- 報告第4号 平成29年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第5号 平成29年度三朝町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
例月出納検査の結果報告について
平成29年度三朝町教育委員会の事務に関する評価報告について
議員派遣について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第6 議員提出議案第2号 三朝町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第7 議案第34号 平成30年度三朝町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第35号 専決処分の承認について（平成29年度三朝町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第9 議案第36号 専決処分の承認について（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）
- 日程第10 議案第37号 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第11 議案第38号 専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）
- 日程第12 議案第39号 平成30年度三朝町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第40号 平成30年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第41号 平成30年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第42号 三朝町税条例の一部改正について

日程第16 議案第43号 三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について（三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

報告第4号 平成29年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第5号 平成29年度三朝町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
例月出納検査の結果報告について

平成29年度三朝町教育委員会の事務に関する評価報告について
議員派遣について

日程第4 行政報告

日程第5 陳情の委員会付託

陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情

日程第6 議員提出議案第2号 三朝町議会委員会条例の一部改正について

日程第7 議案第34号 平成30年度三朝町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第35号 専決処分の承認について（平成29年度三朝町一般会計補正予算（第7号））

日程第9 議案第36号 専決処分の承認について（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）

日程第10 議案第37号 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）

日程第11 議案第38号 専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）

日程第12 議案第39号 平成30年度三朝町一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第40号 平成30年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第41号 平成30年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第42号 三朝町税条例の一部改正について

日程第16 議案第43号 三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

出席議員（12名）

1番 松原成利	2番 松原茂隆
3番 石田恭二	4番 吉田道明
5番 山口博	6番 清水成真
7番 藤井克孝	8番 遠藤勝太郎
9番 平井満博	10番 山田道治
11番 牧田武文	12番 福田茂樹

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小 椋 泰 志 副主幹 小 椋 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町長	松 浦 弘 幸	副町長	赤 坂 英 樹
教育長	西 田 寛 司	総務課長	椎 名 克 秀
地域振興監	青 木 大 雄	会計管理者	片 岡 里 美
町民課長	山 中 恵 子	健康福祉課長	新 寛
建設水道課長	早 苗 睦 巳	観光交流課長	大 村 真 優 美
総務課参事	河 村 明 浩	教育総務課長	藤 井 和 正
社会教育課長	佐 々 木 敦 宏	社会教育課参事	馬 野 真 由 美
農業委員会事務局長	大 村 哲 也		

午前10時06分開会

○議長（福田 茂樹君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福田 茂樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、9番、平井満博議員、10番、山田道治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（福田 茂樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から15日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から15日までの10日間と決定いたしました。

10日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程予定表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、10日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（福田 茂樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第3号、議会の委任による専決処分等の報告について（三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）、報告第4号、平成29年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第5号、平成29年度三朝町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 報告案件について申し上げます。

報告第3号の三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてでございますが、

これは学校教育法の一部を改正する法律が施行され、条例において引用する根拠条文が改められたことから当該引用部分について改正したもので、地方自治法第180条第1項の規定により本議会に報告するものでございます。

報告第4号及び報告第5号の繰越計算書の報告案件についてでございますが、これは平成29年度において繰越明許費を設定しておりました一般会計の14事業、下水道事業特別会計の2事業についてそれぞれ翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本議会に報告するものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（福田 茂樹君） 進行いたします。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成30年2月分、3月分及び4月分の報告書が、また教育委員会から平成29年度三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書がそれぞれ提出されていますので、閲覧願います。

次に、議員派遣について、お手元に配付している資料のとおり派遣しましたので報告します。

日程第4 行政報告

○議長（福田 茂樹君） 日程第4、行政報告を行います。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 行政報告を申し上げます。

初めに、子育て支援の連携強化を図るため、4月13日、独立行政法人住宅金融支援機構とフラット35の協定を締結しました。これは町が行う若年子育て世帯移住定住促進補助金の支給とあわせて、住宅金融支援機構の住宅ローン「フラット35」の借入金利を当初5年間引き下げられるもので、今後の子育て支援、移住定住支援、両面からの効果に期待を寄せているところです。

次に、4月9日に島根県西部で発生した震度5強の地震で大きな被害を受けられた島根県大田市で住宅の被害認定調査等を行うため、大田市、島根県及び鳥取県からの要請を受け、4月23日と24日の2日間、本町からも2人の職員を派遣しました。大田市では東部地域を中心に広い範囲で家屋や公共施設に多くの被害があり、特に家屋被害では全壊を含め3,000戸に被害があるなど、市の世帯数の20%に達する見込みと伺っております。今後も要請に応じて大田市の一日も早い復興に向けて支援していきたいと思っております。

一方、一昨年の鳥取県中部地震による本町の家屋被害の復興状況につきましては、現在ブルーシートがかかったままになっている世帯が30世帯ございます。最近の動きといたしましては、県からも専門的な人的支援をいただきながら該当世帯について聞き取りなどの調査を行っており、

改修に至っていない個々の要因の整理を行いながら解決に向けた支援につなげていきたいと考えています。

最後に、例年春と年末の年2回、一堂に会していただき開催しておりました区長会につきまして、ことしの春の区長会は各地域を単位として開催いたしました。これはより各集落の課題に即したきめ細かな意見交換を行わせていただきたいに行ったもので、各集落からはさまざまな課題や思いを聞かせていただくことができましたので、今後の区長会の開催方法を考えていく参考にするとともに、いただきました貴重な御意見を今後のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

日程第5 陳情の委員会付託

○議長（福田 茂樹君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める陳情、この陳情は総務教育常任委員会に付託いたします。

日程第6 議員提出議案第2号

○議長（福田 茂樹君） 日程第6、議員提出議案第2号、三朝町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

吉田道明議員。

○議員（4番 吉田 道明君） 議員提出議案第2号、三朝町議会委員会条例の一部改正についてを議会運営委員の皆様のご賛同をいただき議員提出させていただきます。

この改正は、三朝町行政組織条例の一部改正に伴い、別紙議案書のとおり委員会条例の一部改正を行うものであります。よろしく審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号

○議長（福田 茂樹君） 日程第7、議案第34号、平成30年度三朝町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 議案第34号、平成30年度三朝町一般会計補正予算（第1号）について概要を申し上げます。

交流促進協定を締結し、交流を続けております台湾台中市の経済発展局ほか経済団があす6月7日に本町を訪問されることになりましたので、訪問団受け入れのための経費を計上することとし、意見交換を通じて交流を促進しようとするものでございます。

これによりまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ25万2,000円を追加し、補正後の予算額を48億1,925万2,000円とするものでございます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 から 日程第16 議案第43号

○議長（福田 茂樹君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して日程第8から日程第16の9件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して、日程第 8 から日程第 16、すなわち議案第 35 号から議案第 43 号の 9 件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期定例会に提案いたしました 9 件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第 35 号、平成 29 年度三朝町一般会計補正予算（第 7 号）についての専決処分について概要を申し上げます。

歳入におきましては、地方譲与税、特別交付税、各種交付金等の額が確定したこと等により所定の調整を行ったほか、災害復旧事業の決算見込みによりその財源について調整を行ったものでございます。

歳出につきましては、公債費償還の後年度負担を考慮し減債基金への積み立てを増額したほか、災害復旧に係る事業費の調整や財源更正を行ったものでございます。

これらによりまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,956 万 3,000 円を追加し、補正後の予算額を 49 億 6,058 万 9,000 円とするものでございます。

議案第 36 号、三朝町特別医療費助成条例の一部改正についての専決処分につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本町の条例について所要の改正を行ったものでございます。

議案第 37 号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減措置等について見直しが行われましたので、本町の条例について所要の改正を行ったものでございます。

議案第 38 号、三朝町税条例等の一部改正についての専決処分につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、本町の条例について所要の改正を行ったものでございます。

議案第 39 号、平成 30 年度三朝町一般会計補正予算（第 2 号）について、主な概要を申し上げます。

初めに、国際交流事業についてでございます。

本町と交流促進協定を締結し交流を続けております台湾台中市で開催される台中フローラ花博に訪問団を派遣することにより、相互交流の一層の深化と本町の魅力発信による外国人来訪者の

誘致につなげていくため必要な措置を講じることとしているほか、中学生の台中市石岡区との相互交流事業におきましても事業費の精査により必要な調整を行うこととしております。

次に、地域振興関係施策については、今年度から実施を予定しております小鹿地区多目的研修会施設と高勢公民館の耐震改修事業について、精査の結果、施設構造に合わせて耐震診断方法を見直す必要が生じたため、所要の額を増額することとしております。

次に、教育関係施策については、小学校の統合に向けて必要な施設の改修等について措置することとしたほか、統合後の校舎のあり方について検討を進めるため、必要な経費を計上することとしております。

そのほか、国民宿舎事業において必要な施設の改修を行うため所要の調整を行うこととしたほか、今期の補正では4月の人事異動等に伴う所要の措置として各費目の職員人件費の補正を行うこととしております。

以上が今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源について、公共施設営繕基金、ふるさと応援基金の活用を図ることとし、今期補正予算では歳入歳出それぞれ2,189万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を48億4,114万7,000円とするものでございます。

議案第40号、平成30年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、損益勘定において4月の人事異動等に伴う一般会計の人件費の補正に合わせまして、所要の調整を行うものでございます。

議案第41号、平成30年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）につきましては、ブランナルみささの施設改修について、所要の措置を講じることとしたものでございます。

議案第42号、三朝町税条例の一部改正につきましては、寄附金の控除対象、特定非営利活動法人の指定申請を受け指定手続を行うための改正、及び生産性向上特別措置法の施行に伴い中小企業が新規取得する機械装置等に係る固定資産税の軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第43号、三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、関係省令の施行に伴い放課後児童支援員の資格要件の改正等所要の改正を行うものでございます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、承認、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第35号、専決処分の承認について（平成29年度三朝町一般会計補正予算（第7号））

について、赤坂副町長。

○副町長（赤坂 英樹君） 議案第 3 5 号、専決第 5 号、平成 2 9 年度三朝町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について御説明申し上げます。

議案書 3 1 ページをごらんいただきたいと思います。今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2, 9 5 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 9 億 6, 0 5 8 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

今回の補正の主な内容を事項別明細書により御説明させていただきます。

初めに 4 1 ページ、歳出から御説明申し上げます。

今期の補正では、災害復旧事業の決算見込みにより財源とあわせてそれぞれ必要な調整を行ったほか、公債費償還の後年度負担を考慮しまして、減債基金への積み立てを 3, 0 0 0 万増額したものでございます。

次に、3 8 ページから 4 0 ページの歳入でございます。

歳入については、地方譲与税及び各種交付金等の額の確定に伴いそれぞれ所要の調整を行ったほか、歳出で御説明申し上げました災害復旧事業等の財源について調整を行っております。このうち、3 9 ページの地方交付税については、特別交付税を 1 億 6, 0 0 0 万円見込んでおりましたが 2 億 6 1 7 万 5, 0 0 0 円に確定しましたので、その差額を増額したものでございます。

以上が平成 2 9 年度三朝町一般会計補正予算（第 7 号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（福田 茂樹君） 議案第 3 6 号、専決処分の承認について（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）について、議案第 3 7 号、専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）について、新健康福祉課長。

○健康福祉課長（新 寛君） 議案第 3 6 号、専決処分の承認について御説明いたします。議案書は 4 3 ページからでございます。

この議案は、専決第 3 号として実施しました三朝町特別医療費助成条例の一部改正の専決処分について承認をいただきたいとするものでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部改正による法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、三朝町特別医療費助成条例における後期高齢者医療制度対象者の住所地特例の適用について整理を行ったものでございます。施行は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行、適用するものでございます。

以上が議案第 3 6 号、専決処分の承認についての説明でございます。

次に、議案第 37 号、専決処分の承認について説明いたします。議案書は 47 ページからでございます。

この議案は、専決第 4 号として実施しました三朝町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について承認をいただきたいとするものでございます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行及び地方税法施行令の一部を改正する法律の公布に伴い、三朝町国民健康保険税における国民健康保険税の基礎課税限度額を引き上げるとともに、低所得者の国民健康保険税の軽減措置について 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の算定基準となります軽減判定所得額の変更を行ったものでございます。施行は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度以降の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上が議案第 37 号、専決処分の承認についての説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 議案第 38 号、専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）について、山中町民課長。

○町民課長（山中 恵子君） 議案第 38 号、専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）について説明させていただきます。議案書の 53 ページをごらんください。

この議案は、専決第 6 号として実施した三朝町税条例等の一部改正の専決処分について承認をいただきたいとするものでございます。

条例改正の理由でございます。地方税法等の一部が改正されたことにより、三朝町税条例等の一部改正を行ったものでございます。

主な改正内容でございますが、個人住民税につきましては、障害者等に係る非課税の範囲を 135 万円とする。均等割、所得割の非課税の限度額を 10 万円引き上げる。

たばこ税につきましては、税率を平成 30 年 10 月から 3 段階で引き上げる。国と地方合わせて 1 本当たり 1 円ずつで計 3 円。また、加熱式たばこは製造たばことみなす。加熱式たばこは現在パイプたばこに分類されており、製品重量 1 グラムを紙巻きたばこに 1 本に換算されています。製品重量が軽いことから税負担が軽くなっているため、新たに製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を創設。また、本数への換算方法を重量と価格に換算する方式とし、段階的に実施。

法人町民税につきましては、大法人が申告を行うときは電子申告を義務づける。その他所要の改正を行ったものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（福田 茂樹君） 議案第 39 号、平成 30 年度三朝町一般会計補正予算（第 2 号）につい

て、赤坂副町長。

○副町長（赤坂 英樹君） 議案第 39 号、平成 30 年度三朝町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。議案書 97 ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 2,189 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の予算総額を 48 億 4,114 万 7,000 円とするものでございます。

主な内容を事項別明細書等により御説明させていただきます。

歳出から御説明申し上げます。

今期の補正予算では、4 月の人事異動等に伴いそれぞれの費目におきまして人件費の補正を行っております。内訳につきましては、112 ページ及び 113 ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

次に、104 ページ、総務管理費の企画費でございます。台湾台中市交流促進事業では、本町と交流促進協定を締結し交流を続けております台中市で 11 月に開催される台中フローラ花博に鳥取県の訪問団派遣にあわせ本町からも訪問団を派遣することにより、交流の一層の深化と本町の魅力発信を行い、台湾からの観光客誘致を図ることとしております。

次に、107 ページ、農林研修施設等管理費にあります小鹿地区多目的研修会施設耐震改修事業と 109 ページ、公民館費にあります高勢公民館耐震改修事業でございますが、今年度予定しております耐震診断について精査した結果、施設構造に合わせて診断方法を見直す必要が生じたため、所要の額を増額することとしたものでございます。

次に、109 ページの一番上の新小学校設置検討事業については、小学校統合後の校舎のあり方について具体的な検討を進めるため、必要な経費を計上しようとするものでございます。また、同じページの中ほどにあります小学校施設改修費については、小学校統合に向けて必要となる施設の改修等について措置したものでございます。

次に、111 ページ、国民宿舎事業出資金については、指定管理者により運営しておりますブランナルみささにおいて、指定管理者との協定に基づき旧館部分の改修の一部について町が負担する必要が生じたので、所要の措置を講じようとするものでございます。

続いて、歳入について主なものを御説明申し上げます。

議案書 103 ページでございます。繰入金でございますが、今回計上しました事業の一部に公共施設営繕基金及びふるさと応援基金を活用することとしたほか、所要の調整を行うこととしております。

以上が平成 30 年度三朝町一般会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。どうぞよろしく

お願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 議案第40号、平成30年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）について、早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 議案第40号、平成30年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。議案書の17ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算は、収益的支出で議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与の額につきまして、4月の人事異動に伴い一般会計同様に補正を行うものでございます。

内容につきましては、126ページをごらんいただきたいと思います。

支出におきまして、水道事業費用の営業費用の総係費を97万6,000円増額し、営業外費用の消費税につきまして2,000円減額して、水道事業費用といたしまして97万4,000円の増額の補正をするものであります。これによりまして、議案書117ページに記載しておりますとおり収益的支出の予定額を総額1億1,647万4,000円とするものでございます。

以上が平成30年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）の細部説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 議案第41号、平成30年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、赤坂副町長。

○副町長（赤坂 英樹君） 議案第41号、平成30年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書129ページでございます。

先ほどの三朝町一般会計補正予算（第2号）で御説明申し上げましたブランナルみささの施設改修を実施するため、本会計において必要な措置を講じようとするものでございます。

以上が平成30年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 議案第42号、三朝町税条例の一部改正について、山中町民課長。

○町民課長（山中 恵子君） 議案第42号、三朝町税条例の一部改正について説明させていただきます。議案書の137ページをごらんください。

条例改正の理由でございます。1点目は、寄附金の控除対象特定非営利活動法人指定の申し出があり、指定手続を行うため、本町の条例に当該法人の追加を行ったものでございます。

2点目は、生産性向上特別措置法及び地方税法附則15条47項により、中小企業が新規取得した機械装置等に係る固定資産税を市町村条例によりゼロ以上2分の1以下とすることができる旨が規定されたことから、本町の税条例及び関係条例におきまして所要の改正を行うものでござ

います。

改正内容でございますが、中小企業の生産性革命の実現のため設備投資を支援する観点から、本町においては固定資産の課税標準の特例率をゼロと定めたものでございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） 議案第43号、三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、藤井教育総務課長。

○教育総務課長（藤井 和正君） 議案第43号、三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議案書141ページをお願いします。

1点目の改正理由としましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格としております。教員免許の変更を受けていない場合の取り扱いを明確にするため、有効な教員免許状を取得した者を対象とする改正と、町長が認めた者の対象の拡大であります。放課後児童支援員の経験は豊富であるが、高校を卒業していないために支援員になれない方について、資格要件を拡大するものでございます。こちらについては、施行日は公布の日からといたします。

2点目でございます。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、専門職大学が創設されました。そのため、専門職大学を適用するための条例を改正するものでございます。こちらにつきましては、施行日を平成31年4月1日とするものでございます。以上でございます。

○議長（福田 茂樹君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時45分散会
